

退職所得に係る町民税・県民税の特別徴収について

退職者に退職金等を支払われる場合は、所得税の源泉徴収と同時に、その退職金等に対する個人の町民税・県民税の税額（所得割額）を計算し、退職金等の支払金額から徴収して、納入してください。

この退職金等に係る個人の町民税・県民税の特別徴収の概要は、次のとおりです。

退職所得の課税の特例

1 退職所得に係る町民税・県民税の特別徴収

退職金等に対する個人の町民税・県民税は、退職金等の支払の際に、所得税の場合と同様に、退職金等の支払者が自ら、その税額を計算し、その税額を退職金等から天引きして、退職者の退職手当の支払を受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在における住所の所在する市町村に納付していただくことになっております。

2 特別徴収義務者

退職金等の支払をする者を特別徴収義務者とし、特別徴収義務者は、退職金等の支払する際に、その退職金等について退職所得に係る個人の町民税・県民税を徴収し納入しなければならないことになっています。

3 納税義務者

退職所得に対する個人の町民税・県民税の納税義務者は、市町村内に住所を有する者で、退職金等の支払を受ける者です。

4 課税市町村（納入すべき市町村）

退職金に係る町民税・県民税の課税は、退職金の支払を受ける者（退職者）の令和7年1月1日現在の住所所在地の市町村です。したがって、退職金等から徴収した個人の町民税・県民税は、退職者の1月1日の住所所在地の市町村に、納入していただくこととなります。（ただし令和8年1月1日以降退職する場合は令和8年1月1日現在の住所所在地の市町村です。その時には一括徴収税額と退職所得に係る特別徴収税額を納入すべき市町村が異なる場合があります）

5 退職金等の権利確定日（支払を受けるべき日）

退職金等について支払を受けるべき日、すなわち、退職所得についての収入金額の権利の確定する時期は、原則として退職した日となりますが会社の役員等の退職金等で会社の定款、その他の定めにより、株主総会等の決議を要するものについては、その決議があった時によります。

6 退職所得控除は次のとおりです。

勤続年数が20年以下の者 40万円×勤続年数（80万円に満たないときは、80万円）

勤続年数が20年を超える者 800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

7 税額の算出

分離課税に係る所得割の税額は、退職所得の金額に、税率（市町村民税は、6%（地方税法第328条の3）、道府県民税は、4%（同法第50条の4））を適用して計算します。平成24年12月31日までは求められた税額から10%に相当する金額を控除しますが、平成25年1月1日以降に支払われる退職所得に係る分から廃止されることとなりました。

※参考（計算の流れ）

令和3年12月31日まで

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当} \\ \text{等収入額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得} \\ \text{控除額} \\ \hline \end{array} \Rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得控除後の} \\ \text{退職手当等の金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{2分の1} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{①町民税6\%} \\ \text{②県民税4\%} \\ \text{①+②=特別徴収税額} \\ \hline \end{array}$$

※計算例

例）勤続年数24年2月、退職手当支払額14,223,632円の場合

退職所得控除額（25年として計算）→11,500,000円

$$\begin{array}{rcl} 14,223,632 & - & 11,500,000 \\ \text{(退職所得支払額)} & & \text{(退職所得控除額)} \end{array} = 2,723,632 \text{円} \cdots \cdots \text{A}$$

Aの金額×2分の1=1,361,816円 → 1,361,000円（1,000未満切捨て）

.....B

町民税 B × 6% = 81,660円 → 81,600円（100円未満切捨て）

県民税 B × 4% = 54,440円 → 54,400円（100円未満切捨て）

納付する額は 81,600 + 54,400 = 136,000円 です
(町民税) (県民税) (合計)

令和4年1月1日から

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当} \\ \text{等収入額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得} \\ \text{控除額} \\ \hline \end{array} \Rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得控除後の} \\ \text{退職手当等の金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{2分の1} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{①町民税6\%} \\ \text{②県民税4\%} \\ \text{①+②=特別徴収税額} \\ \hline \end{array}$$

※計算例

例）勤続年数24年2月、退職手当支払額14,223,632円の場合

退職所得控除額（25年として計算）→11,500,000円

$$\begin{array}{rcl} 14,223,632 & - & 11,500,000 \\ \text{(退職所得支払額)} & & \text{(退職所得控除額)} \end{array} = 2,723,632 \text{円} \cdots \cdots \text{A}$$

Aの金額×2分の1=1,361,816円 → 1,361,000円（1,000未満切捨て）

.....B

町民税 B × 6% = 81,660円 → 81,600円（100円未満切捨て）

県民税 B × 4% = 54,440円 → 54,400円（100円未満切捨て）

納付する額は 81,600 + 54,400 = 136,000円 です
(町民税) (県民税) (合計)

※令和4年1月1日以後に支払を受けるべき退職手当等のうち、役員等以外の勤続年数5年以下の人の退職手当等については、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、1/2控除はありません。

8 納入書並びに納入申告書

(1) 納入書は給与に係る納入済通知書と退職所得に係る納入金額欄とに分かれておりますので退職所得に係る分については必ず退職所得の納入金額欄に記入してください。

(2) 納入申告書は納入済通知書の裏面にありますので忘れずに必ず記入してください。

特徴収税額の納入場所

- (1) 与那原町役場内金融機関 (2) 琉球銀行 (3) 沖縄銀行 (4) 沖縄海邦銀行
(5) 沖縄県農業協同組合
(6) ゆうちょ銀行・郵便局（沖縄県内、または指定通知により指定されたもの）
(7) 沖縄県労働金庫